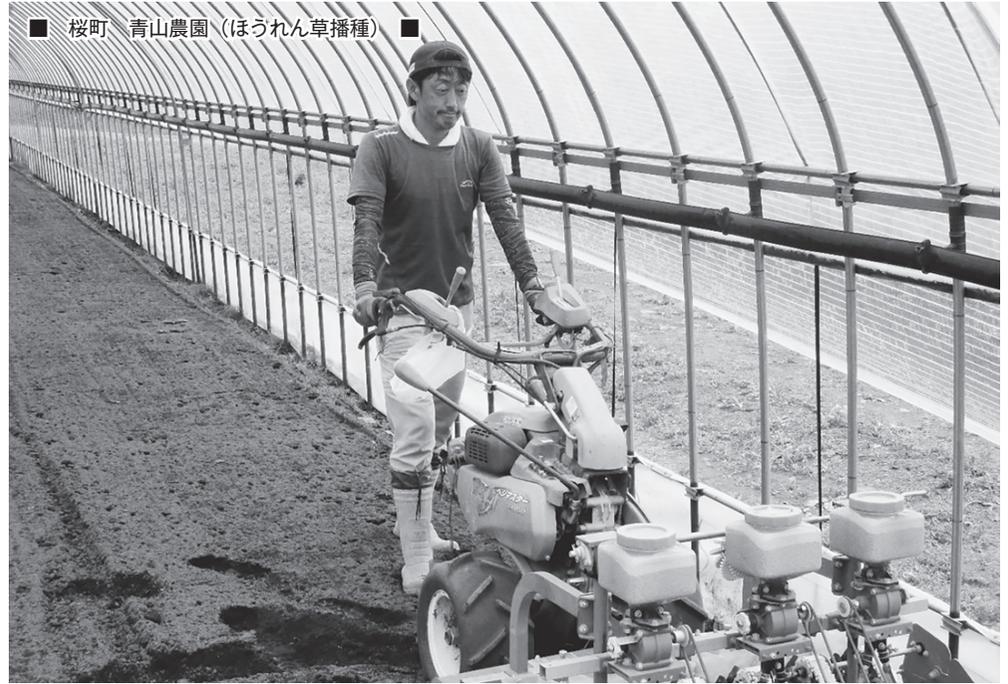


七飯町 第24号

農業委員会だより



■ 桜町 青山農園（ほうれん草播種） ■

新たな体制で



七飯町農業委員会会長
杉村 久悦

日頃より農業委員会の業務推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会は今年の7月20日より新体制へと移行しております。今後とも適正な農地行政に努め食糧・農業・農村を守り、その健全な発展に寄与して参ります。

近年は農業者の高齢化や後継者不足等が原因で、経営規模の縮小や離農が目立ち、耕作されていない農地も散見されます。今後ますますそのような耕作放棄地の増加が懸念されますが、これからの耕作・解消に向け、邁進していきたいと思っております。

現在、深刻化するウクライナ情勢等により原油や食料等の価格が高騰しており、私たちの日々の暮らしを直撃しております。農業にわたる農業飼料、資材の高騰により、大きな打撃を受けています。資材費の高騰高騰の一方、販売価格には高騰分を適切に価格転嫁できておらず、農業者にとっても苦しい状況が続いております。今後とも各農業者や関係機関が危機感を持って対応していくことが大切だと考えております。

最後になりますが、命の源である食糧を作る農地を守るため微力ではありますが、農業委員・推進委員一丸となって地域農業発展に努めて参りたいと思っておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業委員会総会開催予定

総会名	開催日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第6回	令和5年11月27日(月)	農業委員会会議室	11月13日(月)	11月20日(月)
第7回	令和5年12月22日(金)	〃	12月8日(金)	12月15日(金)
第8回	令和6年1月25日(木)	〃	1月11日(木)	1月18日(木)
第9回	令和6年2月27日(火)	〃	2月13日(火)	2月20日(火)
第10回	令和6年3月25日(月)	〃	3月11日(月)	3月18日(月)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65-2519）までお問い合わせください。

農業委員会総会で決まったことをお知らせします

- 第33回 令和5年2月20日
 - ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転2件）（可決）
 - ・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定8件）（可決）
 - ・土地の現況証明願について
 - ・農地移動適正化斡旋申出について
- 第34回 令和5年3月27日
 - ・令和5年3月1日及び令和5年3月10日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転1件）（可決）
 - ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転1件）（可決）
 - ・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定11件）（可決）
 - ・土地の現況証明願について
 - ・農地移動適正化斡旋申出について
- 第35回 令和5年4月21日
 - ・令和5年3月14日ないし令和5年4月11日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転1件）（可決）
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借1件）（可決）
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について（貸借1件）（可決）
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について

- 申請について（農委許可）1件（可決）
- ・農地法第5条の規定による許可申請について（農委許可）1件（可決）
- ・土地の現況証明願について
- ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転6件）（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転1件）（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定11件）（可決）
- ・農地法第5条の規定による許可申請について（農委許可）1件（可決）
- ・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転1件）（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定4件）（可決）
- ・土地の現況証明願について
- ・農地移動適正化斡旋申出について
- ・農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借1件）（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転2件）（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定4件）（可決）
- ・土地の現況証明願について
- ・農地移動適正化斡旋申出について

- 議席の決定について
- ・農地利用最適化推進委員の選任について
- 第2回 令和5年7月20日
 - ・農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借1件）（可決）
 - ・農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可）1件（可決）
 - ・農地法第5条の規定による許可申請について（農委許可）1件（可決）
 - ・農用地利用集積計画の決定について（利用権設定2件）（可決）
 - ・土地の現況証明願について
 - ・農地移動適正化斡旋申出について
 - ・土地の現況証明願について
 - ・農地移動適正化斡旋申出について
- 第3回 令和5年8月24日
 - ・土地の現況証明願について
 - ・農地移動適正化斡旋申出について

お願いです！農地の保全管理について

- 1 耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁茂している箇所が多く見受けられます。このような状況の発生により、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理（除草）することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等の発生に備え、農家の皆さんは次のことに留意願います。
 - 2 傾斜地のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなど、直接道路などへ土が流出しないよう努めましょう。
 - 3 豪雨時は、適当なところで水切りを行いましょう。
 - 4 排水路の泥上げやゴミ等の取り除きについても適時適切に行いましょう。
- ※管理責任等が過失や瑕疵等がある場合、賠償請求等が要求されることがあります。以上の点について十分留意のうえ、適正な農地管理をお願いします。

農地を相続しましたら、農業委員会へ届け出をお願いします。

農地を相続した際は、農業委員会への報告が義務付けられておりますので、相続登記が完了しましたらお早めに農業委員会へ届け出ください。よろしくお願いたします。

※来庁の際は①印鑑②相続登記後の登記事項証明書をお持ちください。

